



厚生労働省

岐阜労働局

Gifu Labour Bureau

Press Release

岐阜労働局 発表

平成 30 年 5 月 28 日 (月)

担	岐阜労働局労働基準部監督課
	監督課長 佐藤健治
当	監察監督官 大口力生
	電話 058-245-8102
	FAX 058-248-2339

労働条件などの県内監督指導結果（平成 29 年）を公表

～ 労働時間の違反率は過去 5 年間で最低 ～

岐阜労働局（局長 稲原俊浩）は、平成 29 年に県内の事業場に対して 7 つの労働基準監督署（以下「監督署」）が実施した立入調査等（以下「監督指導^()」）の結果を取りまとめましたので、公表します。

- 平成 29 年は県内 2,459 事業場に対して監督指導を実施し、このうち、1,751 事業場で法令違反を確認した。違反率は 71.2% で、過去 5 年間ほぼ横ばいとなっており、全国の違反率と同水準である。（グラフ 1 参照）
- 主な違反事項別では、労働時間が違反率 20.6% と最も高く、次いで安全基準 16.5%、割増賃金 15.5%、労働条件の明示 12.4%、賃金未払 12.1%、健康診断 11.6% となっている。
労働時間の違反率は、5 年連続で 1 位であるが、平成 27 年（24.1%）以降、減少傾向となっており、過去 5 年間で最も低くなっている。（グラフ 2 参照）
- 業種別では、運輸交通業が最も違反率が高く 84.8%、次いで介護施設・病院などの保健衛生業（同 81.6%）、製造業（同 75.7%）、商業（同 75.4%）、接客娯楽業（同 66.9%）、建設業（同 60.2%）の順となっている。
運輸交通業と保健衛生業は、違反率が増加傾向にあり、いずれも過去 5 年間で最も高くなっている。（グラフ 3、4 参照）
- 岐阜労働局では、引き続き、月 80 時間超の時間外労働を行う事業場全数を監督し、長時間労働の是正、過労死等防止の徹底を図る。
また、監督署の支援班を中心に、改善好事例、時間外労働等改善助成金などを周知し、中小企業に対する丁寧な指導を行う。

詳細は、別紙及び参考資料をご覧ください。

() 労働基準監督官が、労働基準法等に基づき事業場に立ち入るなどによって調査を行い、法違反等の是正指導、使用停止等処分を行います。

1 過去5年間の推移（グラフ1参照）

岐阜県内の7つの労働基準監督署は、平成29年の1年間に、県内2,459事業場に対して、相談、通報、各種届出書類状況、インターネット監視情報などを踏まえて、監督指導を実施し、このうち、1,751事業場（違反率71.2%）で労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の法令違反を確認し、改善指導を行いました。

岐阜労働局では、過去5年間、違反率が70%前後で推移しており、全国の違反率と同程度ですが、高止まりの状況となっています。

2 主な違反事項と内訳（グラフ2参照）

（1）違反率の高い事項

労働時間	20.6%	36 協定未締結の時間外労働 36 協定の上限時間を超えた時間外労働
安全基準	16.5%	高さ2m以上の足場に手すり、中さん等墜落防止措置が無かった 食品製造機械等の安全カバー未設置
割増賃金	15.5%	時間外労働の実態を適正に把握していない 残業手当の時間数に上限を設ける
労働条件明示	12.4%	労働契約の締結、雇入れ時に労働条件を記載した書面を未交付
賃金未払	12.1%	所定賃金支払日に支払わない 賃金から損害金等を控除
健康診断	11.6%	1年ごとの定期健康診断を未実施

（2）違反事項別でみる労働時間の違反率は、過去5年間トップであり、原因としては、労働時間を管理しないなど労働時間の未把握、人員不足からの業務過多、取引先の都合（打合せ・納期変更等）等があげられます。

しかし、平成27年以降減少傾向となっており、平成29年は過去5年間で最も低い違反率になっています。

3 業種別の違反状況（グラフ3、4参照）

（1）トラック運送などの運輸交通業が84.8%、介護施設、病院などの保健衛生業が81.6%、続いて製造業（違反率75.7%）、スーパーマーケット、ドラッグストアなどの商業（同75.4%）、飲食店などの接客娯楽業（同66.9%）、建設業（同60.2%）の順になっています。

特に運輸交通業、保健衛生業は、増加傾向にあり、いずれも過去5年間では最も高い違反率になっています。

（2）運輸交通業の主な違反内容は、労働時間（違反率43.3%）、健康診断（同25.3%）、労働条件の明示（同21.1%）、割増賃金（同17.2%）となっています。

労働時間の違反は、トラック運転者の長時間労働が主な要因となっています。

（3）介護施設・病院などの保健衛生業の主な違反内容は、労働時間（違反率32.8%）、割増賃金（同30.4%）、健康診断（同18.4%）、労働条件の明示（同16.0%）と

なっています。

労働時間の違反は、介護施設の 36 協定未締結など法の不知が主な要因となっています。

4 違反の是正事例

(1) 長時間労働の是正

輸送用機械等製造業において、月 100 時間超の時間外労働を 1 か月 9 名、月 80 時間～100 時間の時間外労働を 1 か月 16 名行っており、長時間労働の削減に係る指導を実施した。

事業場では、以下の取組で、短期間で大幅に時間外労働時間を削減した。

労働者 1 名ごとに 1 か月の残業時間の上限を設定、実績を一覧表にし、長時間労働者を色分けするなど時間外労働の実態を「見える化」

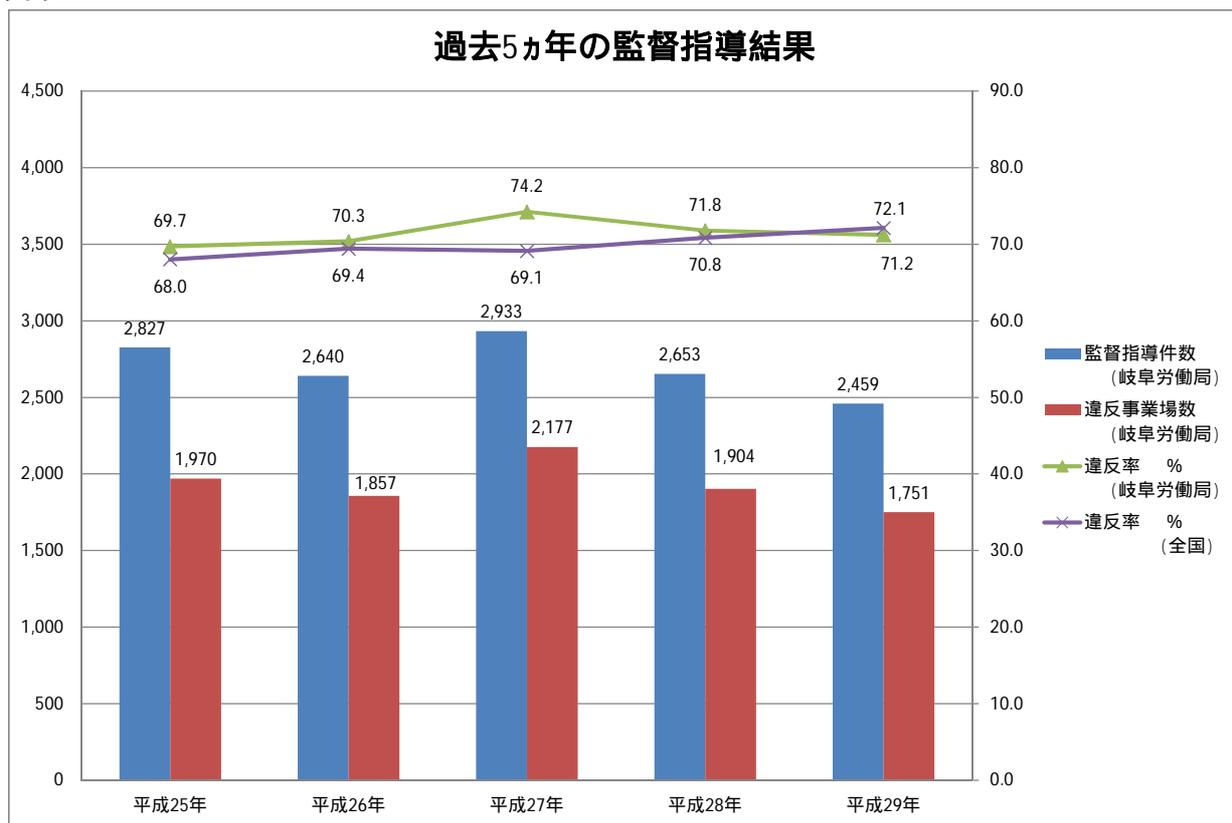
労働者の多能工化と業務の平準化を図り、また、受注制限を設ける等、仕事の進め方の見直しを図った。

既存の安全衛生委員会を活用して、労使で労働時間削減の対策を検討。

(2) 賃金未払

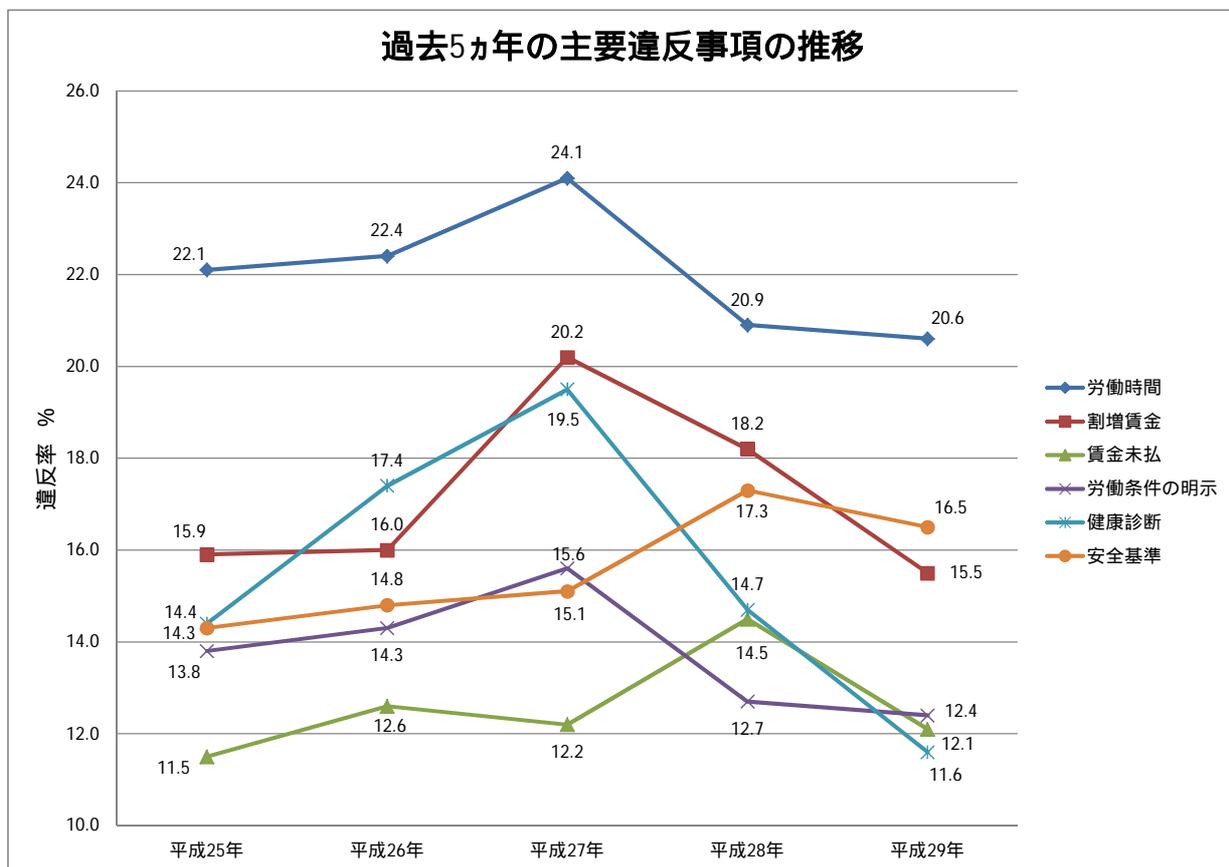
縫製業の技能実習生に対して、賃金月額 6 万円、残業時給 400 円で支払われており、複数回に渡る現地調査等で把握した事実に基づき是正指導を行い、最低賃金・残業手当の差額約 360 万円が支払われた。

グラフ 1

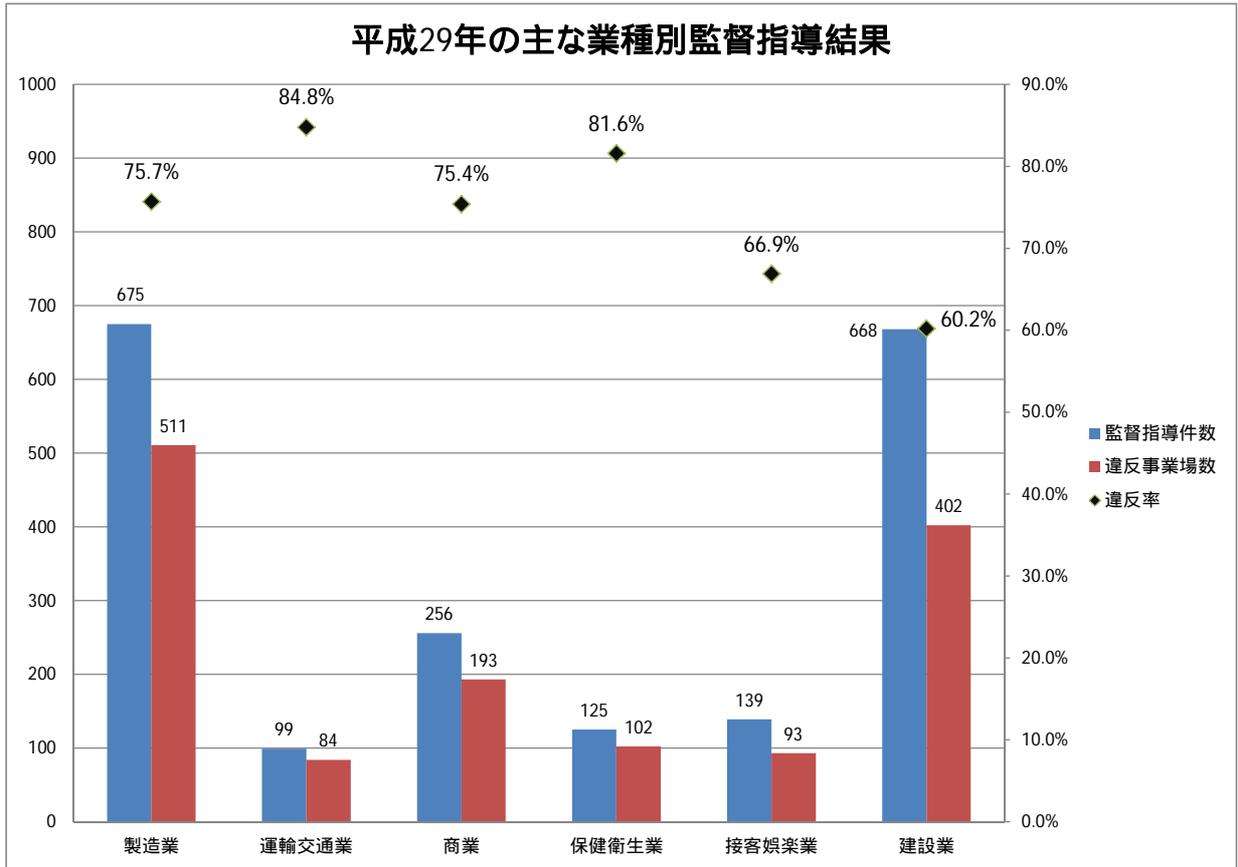


平成29年の全国違反率は速報値です。

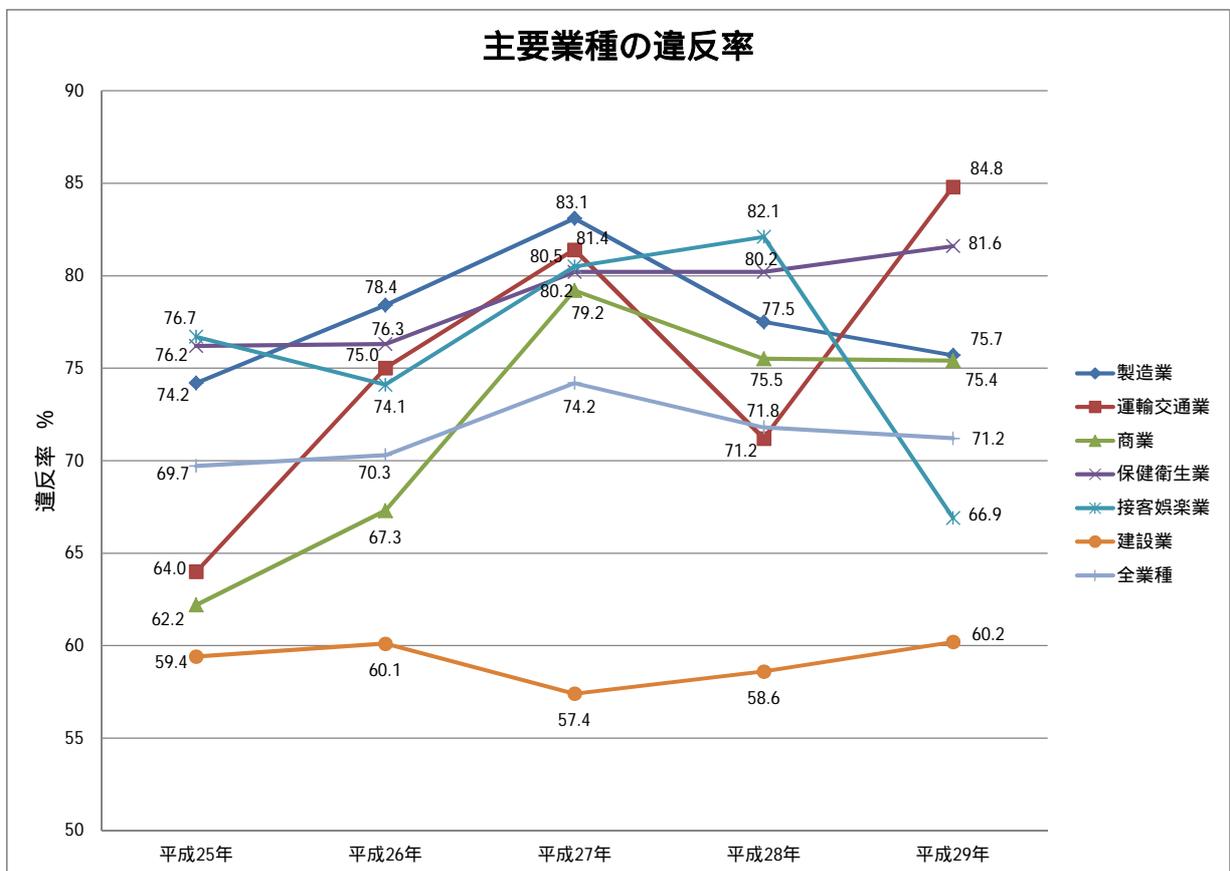
グラフ 2



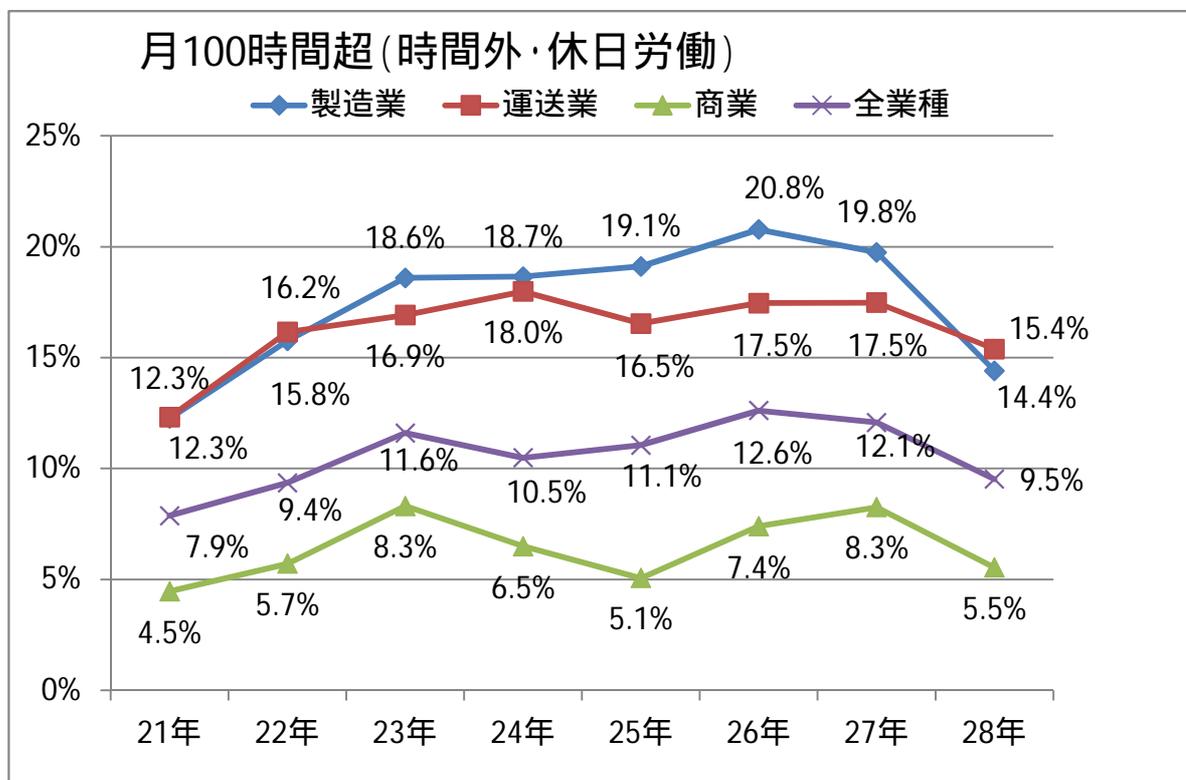
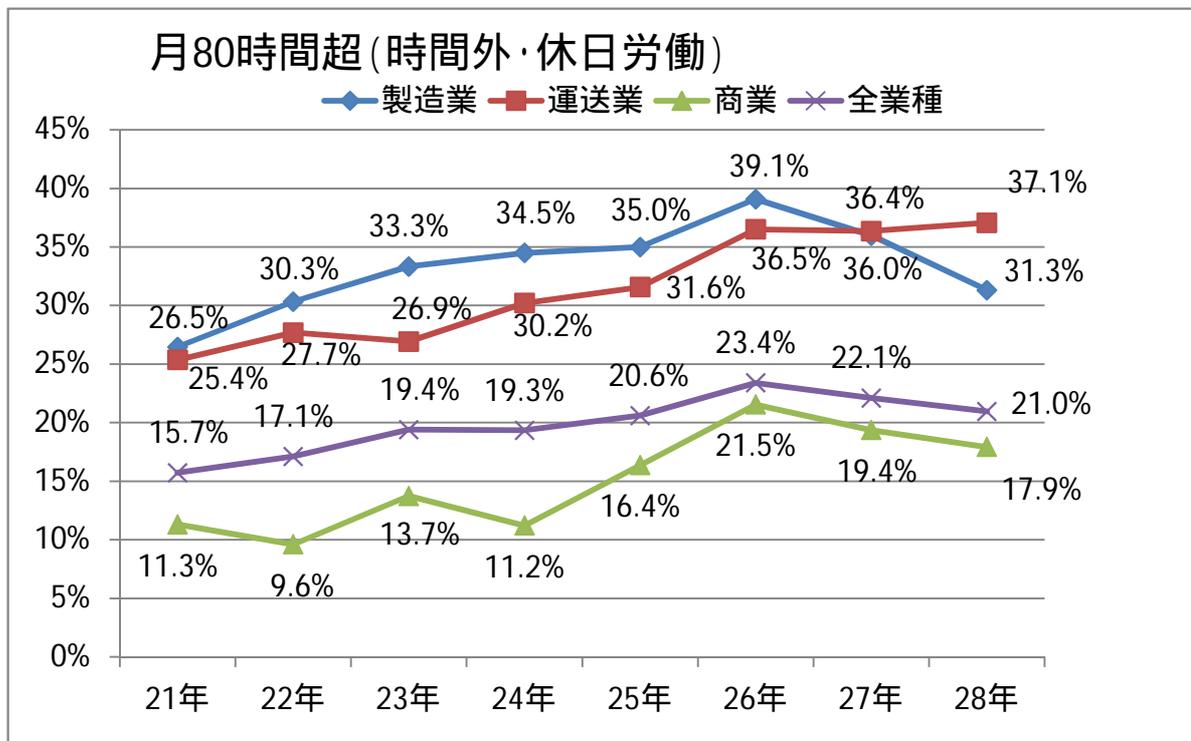
グラフ 3



グラフ 4



長時間労働の労働者がいる事業場の割合(岐阜県)



資料出所: 岐阜労働局「安全衛生管理自主点検結果」